

リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準に関する Q&A



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 日本住宅保証検査機構

リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準に関する Q&A 改訂の内容

■改訂内容一覧

改訂 番号	Q & A 掲載No.	改訂 種別	改訂内容
-	-	-	初版

No.	条項号	公開日
質問	回答	

1.	9条3項	2026.10.1
バルコニー防水層の再施工(または下地からの再施工)を予定していますが、新設防水層においても開口部の下端で120mm以上の立ち上げ寸法の確保は必要ですか。	設計施工基準への準拠または設計施工基準同等仕様での施工が必要です。 設計施工基準同等仕様については、当社ホームページの帳票ダウンロード「設計施工基準同等仕様」をご覧ください。	

2.	9条3項	2026.10.1
バルコニー防水層の再施工(または下地からの再施工)を予定していますが、新設防水層においても開口部の下端以外の部分で250mm以上の立ち上げ寸法の確保は必要ですか。	原則、設計施工基準への準拠または設計施工基準同等仕様での施工が必要です。 ただし、取合い部分となる外壁等の改修を行わない場合に限り、以下①②③の防水措置を講じた場合に設計施工基準同等仕様に準じた施工と判断します。 ①新設防水層は外壁等下端の水切り金物等下部まで立ち上げる。 ②新設防水層立上り端部は、シーリングを用いるなど、適切な防水措置を講じる。(外壁通気構法の場合は通気措置に支障が生じないように施工する) ③排水ドレンを複数箇所設置する。または排水ドレンとオーバーフロー管を各1箇所以上設置する。 なお、本内容は基準を下回る数値での施工を推奨するものではありません。採用にあたっては、保証責任を負う期間や対象物件ごとの条件(下地の劣化状況、各部の納まり・寸法、防水工法に応じた端部固定や処理方法、防水材製造者が定める仕様等)を十分にご確認いただき、適切な防水施工が可能であることをご確認のうえご採用ください。	

3.	9条3項	2026.10.1
バルコニーの防水層保護材(トップコート)の塗り替えのみの場合に、防水層立ち上げ寸法は設計施工基準に準拠する必要がありますか。	当該基準寸法に準拠する必要はありません。	